

くすりと健康のはなし

第68回

薬包紙



一般社団法人岐阜県薬剤師会
医薬品情報委員会

小林 健司

医薬品の安全を確保するために、われわれ国民一人ひとりができることがあります。

2014年11月の改正によって「薬事法」は名称が「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(以下、「薬機法」)に変更されました。

その中で「国民の役割」として「薬を正しく理解し使用することが一般生活者の責務」とされています。そこで、くすりの適正使用協議会では、患者及び市民、一人ひとりが最低限の知識を持ち、薬の正しい使い方を身に付けるため、「くすりの知識10カ条」を作成しました。

「くすりの知識10カ条」

第1条人のからだは「自然治癒力」を備えています。しかし「自然治癒力」が充分に働かないこともあります。そのような時に病気やけがの回復を補助したり、原因を取り除くためにくすりを用います。

第2条くすりは長い年月をかけて創り出され、承認制度により有効性や安全性が審査されています。

第3条くすりには、医師の処方せんが必要な医療用医薬品と処方せんがなくても薬局・ドラッグストア

などで直接買える一般用医薬品があり、その販売は法律で規制されています。

第4条くすりは、使用回数、使用時間、使用量など、決められた使用方法がそれぞれ異なっており、医師・薬剤師の指示や、くすりの説明書に従って正しく使用しましょう。

第5条医療用医薬品は、自分の判断で止めたり量を減らしたりせず、また、そのくすりを他の人に使つてはいけません。

第6条くすりには主作用と副作用があり、副作用には予期できるものと予期することが困難なものがあります。

第7条くすりを使用していくもと様子が違う時や判らないことがある時は、医師・薬剤師に相談しましょう。

第8条くすりは高温・多湿・直射日光を避け、子供の手の届かないところに保管しましょう。

第9条「サブリメント」や「トクホ」は食品であり、くすりではありません。

第10条「おくすり手帳」は大切な情報源です。一人一冊ずつ持ちましょう。

この「くすりの知識10カ条」を医薬品の安全確保のために活かしましょう。

くすりと健康のはなし